

監査公表第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、都市整備部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

令和元年度 都市整備部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

令和2年1月28日（火）

2 監査の対象

都市整備部

都市政策課、新幹線整備課（並行在来線対策室、敦賀駅交流施設）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 指定管理者制度の運用について

指定管理料の算出に当たっては、人件費の算出根拠について提示を求め内容を精査するとともに、指定管理者が行う業務委託についても適正価格によるものか十分精査の上、適正な指定管理料の設定と透明性の確保に努めていただきたい。また、事業報告における収支報告書については、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を明確にするよう指導していただきたい。

(2) 補助事業実績報告について

補助事業者による補助金等の適正な執行を確認するため、補助事業者から業者等への支払については、現金手渡しではなく口座振込によることが望ましく、補助事業実績報告書には、領収書に代わり金融機関が証明する振込用紙の控や支払がわかる通帳の写しを添付するよう指導していただきたい。

(3) 固定資産台帳の整理について

改築工事等に伴う固定資産台帳への記載については、市としての統一的な基準

により正確に判断するとともに、工事の内容により適切な記載となるよう努めて
いただきたい。